

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書

(議決日11月30日)

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を上げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面している。

特に、本県においては、熊本地震の影響で過疎市町村の財政について大変厳しい状況が続いている中、令和2年7月豪雨により、県内の多くの過疎市町村が甚大な被害を受け、さらに厳しい財政状況となることが予想される。

よって、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興・持続的発展が図られるよう、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1 新たな過疎対策法においては、現行法に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とするとともに、地方の実態に即した地域の指定を行うこと。

特に、激甚災害で被災した市町村や、財政力指数が極端に低く財政基盤が脆弱な市町村については、地域の実情を踏まえた特段の配慮をすること。

2 過疎地域市町村が取り組む事業が円滑に実施でき、過疎地域の振興が図られるよう、地方債計画額の総額を十分確保するとともに、過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度の充実・強化を図ること。

3 仮に、現行の過疎地域の継続指定ができず、指定から外れる「卒業団体」が出る場合は、市町村財政への急激な影響を緩和するための経過措置について、人口減少の動向や財政規模、財政力指数などの状況を考慮した上で、地域の実態に合わせて、現過疎法における経過措置よりも措置期間の延長や過疎債発行額の上限額の上乗せを行うなど、経過措置の更なる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、
国土交通大臣

議員提出議案第2号：医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する国の財政支援の延長を求める意見書

(議決日11月30日)

本県において甚大な被害が発生した令和2年7月豪雨災害から約5か月が経過したが、未だに多

くの被災者が日常生活を取り戻すことができない状況が続いている。

今般の豪雨災害により住家の全半壊等の被害を受けた被保険者に対して、国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度における一部負担金・利用料等を市町村等の保険者が免除した場合、国において免除額に対する財政支援を講じていただいている。

しかしながら、当該財政支援は、一部負担金・利用料の免除に関しては令和2年12月末まで、保険料（税）の減免に関しては令和3年3月末までとなっている。

平成28年熊本地震の際は、約18か月間（平成28年4月14日から平成29年9月30日まで）一部負担金・利用料の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援が実施され、早期の被災者の生活再建にもつなげることができ、大変感謝しているところである。

今回の令和2年7月豪雨災害についても、甚大な被害を受けた市町村が、円滑な生活再建に向け、引き続き様々な取組を進めるには、更なる財政支援の期間の延長が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金免除、介護保険制度のサービス利用料免除に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長すること。
- 2 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度の保険料（税）減免に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

議員提出議案第3号：「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく国内対策の継続及びさらなる充実に対する意見書

（議決日12月15日）

TPP11（平成30年12月発効）や日EU・EPA（平成31年2月発効）、日米貿易協定（令和2年1月発効）等、大型の国際貿易協定に基づく経済活動が本格化し、我が国は新たな国際環境に置かれているところであり、グローバル化への対応を着実に進めている諸外国との国際競争の激化は避けられない状況である。

このような中、本県は平成27年度以降、政府が策定した「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく国内対策を継続的に活用し、農地の大区画化・汎用化、施設や機械導入による省力・低コスト生産体制の整備、農畜産物のブランド力向上等の産地対策を推進し、世界と戦える農林水産業の実現に努めてきたところである。

今後、段階的に関税率が引き下げられていく中で各国際貿易協定の影響が顕在化していくとともに、来年1月には、EUを離脱した英国との日英貿易協定の発効や、東アジア諸国との経済連携強化も見込まれる中、国におかれては、農林漁業者が将来にわたって希望と意欲をもって安心して生産に取り組めるよう、下記の事項に責任を持って対応されるよう強く要望する。

記

- 1 T P P 11や日米貿易協定をはじめとした国際貿易協定に関し、地方の基幹産業である農林水産業及び農山漁村が維持・発展できるよう、必要かつ十分な予算を今後も継続的に措置すること。
- 2 対策の継続にあたっては、T P P 11協定等の発効後の動向を踏まえつつ、段階的な関税率引き下げによる影響やこれまでの対策の効果等の検証を行ったうえで、農林水産業の生産基盤のさらなる強化に資するとともに、地域にとって自由度の高いものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
内閣官房長官、経済再生担当大臣

議員提出議案第4号：義務教育における30人学級の推進を求める意見書

(議決日12月15日)

次代の我が国を担う多様な子供たちの資質・能力を最大限育成するため、個別最適な学びを実現し、新学習指導要領の着実な実施を図る必要がある。このため特に、「G I G Aスクール構想」におけるハード・ソフト・人材の一体的整備を更に進めるとともに、一人一台の情報端末の活用等により子供たち一人一人の特性や学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実を図ることが不可欠である。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえれば、身体的距離の確保など次なる感染症等の緊急時にあっても全ての子供たちの学びを保障する指導体制を整備することが喫緊の課題であり、I C T教育環境の整備と併せ少人数学級の早期実現が必要である。

本県の学級編制の標準は、小学校1～2年生は35人学級、3～6年生及び中学校は全学年40人学級となっている。その上で、限られた加配定数を活用し、地域や学校の実情に合わせた教員配置を行っているが、身体的距離の確保やI C Tを活用した個別最適な学びを実現するためには、さらなる少人数によるきめ細かな指導体制が必要であり、現状の措置では十分な対応は困難である。

政府においても、来年度概算要求において、令和の時代の新しい学びの姿として、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備を事項要求とし、現在、予算編成過程において検討を進めているところである。

よって、国におかれては、30人学級の推進に向け、義務標準法の改正を含む新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、段階的かつ計画的に実施するとともに、所要の財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

委員会提出議案第1号：「望まない受動喫煙」を防止するためさらなる分煙環境整備促進を求める意見書

(議決日12月15日)

2018年7月に、たばこの「吸える場所、吸えない場所」を明らかにし、「望まない受動喫煙」の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が公布され、2019年7月1日には第一種施設を対象にした一部施行が行われた。

第一種施設である行政庁舎については、「原則敷地内禁煙。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる」とされたが、一部の庁舎では屋外喫煙場所が撤去され、敷地内全面禁煙となっている。

そのため、喫煙する来庁者や職員は、近隣施設の喫煙場所に集中しての喫煙や路上での喫煙を余儀なくされており、かえって「望まない受動喫煙」を誘発する状況になっている。

また、2020年4月1日から全面施行となったが、飲食業や宿泊業等のサービス業における設置要件を満たす喫煙場所の設置は、高額な費用が発生することから実現は困難であり、喫煙場所の撤去・縮小が予測される。そのため、これまで以上に「望まない受動喫煙」が誘発されるばかりでなく、ポイ捨てや喫煙ルール無視の増加が危惧される。

昨年12月に与党が取りまとめた「令和2年度税制改正大綱」において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする」とされた。

加えて、総務省が本年1月に発出した自治税務局事務連絡「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」では、「改正健康増進法も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれる」と記載されているが、残念ながら分煙環境の整備は遅々として進まないのが現状である。

そのため、分煙環境の整備が、上記のような効果に加え、街でのポイ捨てや歩きたばこの減少による行政や商店街等が取り組む環境美化の促進に寄与すること、また、事業者に更なる支援を行い喫煙場所の設置や排気設備の更新を進めることが、無用なトラブルを減少させ、改正健康増進法のめざす「望まない受動喫煙の防止」に寄与することになると考える。

よって、国におかれては、望まない受動喫煙を防止し、喫煙者と非喫煙者が共生できる社会を実現するため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 第一種施設敷地内での屋外喫煙場所の設置を積極的にすすめること。
- 2 事業者が喫煙場所の設置や排気設備の更新を進めるための支援を拡充すること。
- 3 喫煙者が負担するたばこ税を活用した、分煙環境整備を促進する全国的な制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、内閣官房長官

委員会提出議案第2号：我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める
意見書

(議決日12月15日)

「尖閣列島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していない」というのが、我が国の基本的な立場である。

現在、尖閣諸島周辺水域は、1997年に締結された日中漁業協定により、暫定措置水域として両国漁船の活動が認められており、これに基づき本県漁船4隻が、国の許可の下に、同海域において一本釣りやはえ縄漁業を営み、フグ、ハタ、クエなどを漁獲しているところである。

しかしながら、中国は尖閣諸島の「領有権」を公式に主張しており、同海域において違法操業を繰り返すほか、中国海警局の公船が、我が国の領海に度々侵入し、本県の漁船に接近するなど、漁業者の安全を脅かす事案が発生している。

このような中で、国は外交ルートを通じて、中国等に対して違法操業に関する申し入れを行っているところであり、農林水産省においては大型漁業取締船を新たに2隻就航させて取り締まりの強化を行うほか、国土交通省においても大型巡視艇、測量船、航空機などの増強整備に着手しており、海上保安の強化を進めていると聞いている。

よって、国におかれては、尖閣諸島周辺海域における安全確保のため、下記事項について措置されるよう強く要望する。

記

政府は、領海・排他的経済水域内において、本県漁業者のみならず、国内の漁業者が将来にわたって、安全かつ安心して漁業活動が営まれるよう、法整備・海上警備の一層の強化を図り、引き続き責任を持って取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
防衛大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策担当)

委員会提出議案第3号：国営大蘇ダムにおける必要な農業用水及び安全性の確保に対する決議

(議決日12月15日)

大蘇ダムをはじめとする国営大野川上流農業水利事業については、熊本県阿蘇市、阿蘇郡産山村及び大分県竹田市の恒常的な農業用水の不足を解消するために、昭和54年度に着手し、令和元年度に事業が完了し、令和2年4月から供用が開始された。受益農家は、ようやく十分な農業用水が確保され、安定した農業経営ができると期待していたところである。

しかしながら、令和2年11月24日に、浸透抑制対策が行われたにもかかわらず、平成20年と同様に、想定を超える浸透量が発生していることが判明した。受益農家は、浸透抑制対策も済み供用開始された後、このような状態となったことを受け、農業用水に不足が生じないか懸念されている。加えて、ダム本体がある産山村をはじめ下流域の住民は、ダムの安全性についても大きな不安を抱え

ている。

よって、熊本県議会は、大蘇ダムにおいて、必要な農業用水やダムの安全性が確保できるよう、下記の事項について事業主体である国が責任を持って対応されるよう強く求めるものである。

記

- 1 農家が安心して営農できるよう、必要な農業用水を確実に確保すること。
 - 2 ダム本体がある産山村をはじめ下流域住民の不安を払拭できるよう、ダムの安全性についても、しっかりと調査と検証を行うこと。
 - 3 国は、県や阿蘇市、産山村、受益農家に対し、随時、ダムに係る状況について情報提供を行うとともに、地元要望に真摯に対応すること。
 - 4 今後、浸透抑制対策工事等が必要となった際には、国の責任において取り組むとともに、県、阿蘇市、産山村にその費用負担を求めないこと。
- 以上、決議する。